

会 議 録

会議名	令和元年度 第4回 小金井市学童保育所運営協議会	
事務局 (担当課)	児童青少年課	
開催日時	令和元年8月22日(木) 午後7時～午後8時30分	
開催場所	本町暫定庁舎 第2会議室	
出席者	委員	鈴木委員長 津田副委員長 大澤委員 鈴木委員 中山委員 仙澤委員 長尾委員 岸委員 上坂委員 矢野委員 中島委員 坂根委員
	事務局	山田学童保育係長
	他	
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 議題</p> <p>1. 令和元年度利用者アンケート(案)について</p> <p>2. 令和2年度入所希望アンケート結果について</p> <p>3. 令和2年度学童保育所入所手続きについて</p> <p>4. 小金井市学童保育所条例の改正について</p> <p>5. その他</p> <p>3 閉会</p>	
配布資料	<p>【資料31-12】令和元年度 小金井市学童保育所利用者アンケートの実施について(案)</p> <p>【資料31-13】令和2年度学童保育所入所見込数</p> <p>【資料31-14】令和2年度学童保育所入所手続きについて</p>	
議事	<p>1. 令和元年度利用者アンケート(案)について</p> <p>*市よりの冒頭説明</p> <p>・アンケートは、H27年度から実施。アンケート項目は昨年から変更なし。これは経年的に同じ項目を聞くことで、統計的なデータを得るため。</p> <p>・配布、回収時期、方法等については資料のとおり</p> <p>・アンケートの電子化は可能かという問題提起をかねて頂いていた。技術面では問題ないが、回収率がどうなるのかという問題が残る。今年は、5年区切りの年であり、これまで通り紙で実施することとした。</p> <p>*質疑応答</p> <p>(学)5年区切りということは、今後もアンケートは継続するのか、また方法や内容について。</p> <p>(市)アンケートは継続予定。委託についての不満がないことは明白になった。電子化は内部整理をした上で、検討していきたい。アンケート項目</p>	

については検討を進めるが、例としては、項目 21 は「順調に運営されているか」を一つの事項で聞いているが、既に 20 までで聞いている内容なので今後はなくすかもしれない。

(学) アンケートの配布形式について。

(市) A3 表裏で配布予定。

## 2. 令和 2 年度入所希望アンケート結果について

### \*市よりの冒頭説明

- ・注のとおり、アンケートは新 1 年生の数字で、新 2 年から 4 年は見込み。
- ・アンケート結果は、事務局が予想していた数値の範囲内である。

### \*質疑応答

(学) 今年の数値は予想範囲内とのことだが、去年はアンケートと実数がかい離していたかと思う。その要因分析はできているか。

(市) 様々な要因があるが、例えば私立幼稚園に通う親が多い。特に他市との境にある地域の家庭では、他市の幼稚園に通わせている家庭もある。今後であるが、統計の出し方について、市内の保育園利用者の割合と、幼稚園の定期的な預かり保育の利用率等を用い、そこから算出するなどの工夫をしていきたい。

(学) 近隣の小平市などとの情報共有などは行っているのか。

(市) 現在は行っていない。理由は、市の統計から独自に算出する方がより正確な数字が得られるから。

(学) 毎年 8 月に出ている「教育人口等推計」は出ているのか。

(市) 既に出ている、データは入手済み。

(学) 資料 31-13 の元となっている、入所希望調査であるが、これは個人情報まで入るのか。

(市) 個人情報をとるものではない。入所希望者に対し、障害の有無、通わせる学校の学区などを問う性質のもの。

そのため、それぞれの学童保育所の見込数は、例えば、東小学区の児童ならばたまむし学童というように数字を出している。学区またぎでの希望などはこの調査では抑えられていない。

(学) 人数増加への準備態勢はどうなっているのか。

(市) 大規模化に対する対応は、従来の説明通り、学校のスペースが借りられないか等、様々な検討やアプローチは行っているが、現在は具体的にお話しできる状況にない。

3. 令和2年度学童保育所入所手続きについて

\*市よりの冒頭説明

- ・学童側からの質問なし。

4. 小金井市学童保育所条例の改正について

\*市よりの冒頭説明

市:条例の改正案の議案提出がまだなので資料はまだお見せできる段階ではない。はっきりとお見せできる段階になったタイミングでお配りしたい。

- ・具体的な内容は次の2点

(1) あかね学童の新築

名称、位置、定員を加える： あかね第4学童保育所 定員40人  
あかね第5学童保育所 定員40人

(2) 基準定員を超えた場合について

基準定員を超えた場合についての児童の数はこれまでは市の条例に基づき対応してきたが、国の基準が平成27年度に定められており、その考え方に沿う内容で今回整理を進めてきた。

具体的には第2条第2項

(改正前) 基準定員の概ね10%以内 → (改正後) 市長が支障がないと判断した場合

それに併せ、判断材料も明示していく予定。

\*質疑応答

(学) (2)について、この改正はどのように解釈すべきなのか。

(市) 現在でも厳格に適用するのではなく、安全面などで問題がないと判断した場合、110%以内を拡大解釈して運用している。希望者全員をなるべく受け入れるように、柔軟に対応している。ただし、入所者数は増加傾向にあるため、育成室面積の確保も重要である。

(学) 現場の判断はないという理解でよいか。

(市) 判断はあくまで市が行う。

(学) 10%条項をなくした理由は。

(市) 定員と入所児童数には施設間で差がある。10%と明記しないことでより柔軟な対応が出来る。

(学) 支障ないという範囲はどこまでか。手狭になることで、施設内でのヒヤリハット、トラブルなど考えられる。

(市) その点では、学童保育所の施設面積だけではなく、指導員の配置も重要である。指導員の配置がしっかりとできるかも可否の判断材料となる。

(市) 実際に支障をきたすかどうかというところで総合的に判断する。条例の表現については、市の各条例を参照して作成している。

(学) 現在の数字はどの程度か。

(市) 例えばではあるが、

あかね学童は定員 120 人のところ、現在 202 人入所している

算出方法として、平均利用率を 80%として、 $202 \times 0.8 = 161$  人が利用。その中で、施設面積など諸点を考えるなどの運用を行っている。

## 5. その他

### (1) 施設の充実、消耗品費、寄付

(学) 先日、まえはら学童で施設ウォッチを実施。特に気になった点は、こどものおもちゃの不足と破損（オセロなど）と、洗濯機などの老朽化であった。

洗濯機は優先希望をしたが通らず、最終的には寄付によって賄うことができた。

おもちゃなどを買う消耗品費については、印刷・トナー（4割）、洗剤・タオル等にほとんどが費やされるのが現状。消耗品費の計算根拠：650円×人数について教えてほしい。

また、市だけに頼らずに、親などの協力ももちろん行うが寄付、寄贈が、自分の学童への補助金に対して不利に働くのではないかと懸念も出ている。

(市) 寄付であるが、市役所の方に窓口がある。何も書かれていないとその寄付がどこに行くかが分からないので、目的のある寄付なら●●学童の●●のためにとという明確な目的が書かれていると、その学童にちゃんと渡るようになる。

予算であるが、大型の物品が寄付された場合、そのための予算を他のものにうつすことはあり得る。

(学) ものでの寄付について詳しく聞きたい。

(市) 寄付受領の判断は市長権限となっている。現在も寄付の希望があった場合には、市を通してもらうことになっている。これは、何かあった場合（おもちゃでのけがなど）の責任が市にあるためである。なお、公募で

行う民間企業からの寄付は、公募のため狭義の寄付ではないので市への申請は不要と整理している。

(学) それは寄付元が企業か個人かという差か

(市) 企業か民間かではなく、寄付に対し、市がアクションした場合と、アクションしていない場合の違いである。

(学) どういう基準で受け入れているか。

(市) 何でもいいということではなく、修繕費用などを考えて受入れの可否を決めている。例えば、処分を目的として古く使わなくなったものを大量に寄付してくるようなケースの場合には受け入れてはいない。

(学) 消耗品費の計算根拠については

(市) 入所児童数×2500円が総額予算の積算方法になっている。実際には4カ月に1回、各学童保育所の児童数の割合に応じ予算を割り振っている。消耗品費自体が全市的に削減されているが、学童保育には不可欠な予算であることから、現状のこの積算を維持できるよう努力している。

(学) 人数が増えれば余裕が出るという理解でよいか。

(市) その理解でよい。

(市) 逆に減ると運用面で厳しいことになる。ある程度揃える管理消耗品は必要なもので、他に回す費用が減り、厳しい。各学童何とか現場が工夫しているというのが現状である。

(学) しっかりしたものであればなるべく寄付でやりくりしていきたい。ただし、施設メンテナンスについては市の援助に期待したい。

(市) 最大限の努力をしていく。

(学) 寄付について、学童で壊れて困っているものについて、保護者会などを通じて父母に対し、メール等でお願ひするなど、積極的に動いてよいのか。

(市) こちらからいけないということはない。

(学) 学童の本棚を見ると数十年前の絵本が多数並んでいる。雨天時や猛暑時などもあり、室内遊びを充実させることも重要である。

(学) 大口だと維持管理費がかかるので気を付ける。逆に小口だと事務作業が煩雑になる。OBなどから使わなくなった遊具などの寄付希望はしばしばある。

(市) 正式な登録がないと、備品登録がないので修繕費が出せない。また、どんなものでも良いという訳ではない。

(学) 近所からいらなくなるピアノがあるので使ってくれと言われて自宅に引き取っているピアノがある。これを寄付すると、最初の寄付者は学童で使ってもらえてうれしい、私は自宅にあるピアノがなくなりうれしい、

学童はピアノが入ってうれしいという win-win-win の形になる。そういった寄付のやり方もあるかもしれない。

(市) 実際の指導現場では、市民の方から本やまんがなどの寄付はある。

(市) そういった諸点については、各学童で指導員に是非相談願いたい。

---

(2) あかね学童の建築について

(市) 入札が終わり、以下のスケジュールで動いている。

- ・7月22日着工、基礎工事
- ・10月から棟上げ 10月末外観
- ・11月から2月まで内装。

(3) ドッチボール大会

(市)

・ビデオ撮影許可について：現在検討中であるが、肖像権等、解決すべき問題は多い。

・今年度のドッチボール大会の実務者の会議が9月から開始される。そこで具体的な実施内容について詰めていく予定である。

・現在限られている観覧については、セキュリティー体制など、開催する学校との交渉が最も重要な点と考える。

・実施日：候補日はいくつかあり、今後運営委員会で協議していく。

(市) 各学童保育所ごとに対応が異なっており、例えば撮影を希望しない入所者の写真を撮らないようにするなどの工夫をとっている学童もある。

(市) 個人情報の問題が大きい。特に小金井市はこの点は厳しい。個人で撮影、SNSでの拡散は別問題。

(学) 各学童の父母会が公式にやっているイベントだと撮影されている。

(市) ドッジボール大会は、今回、全父母に観覧を案内していない等、別の問題がある。

(市) 運動会などは普通に撮影されているのはどうしてか。

(市) 基本的には個人と個人の相対の問題と理解しており、詳細は把握していない。学校も撮影の可否について判断をしているものではないと聞いている。

(市) 今後も、入所した際には個人情報について保護者に説明をし、個人情報の取扱いに希望があるご家庭には配慮をしていく。

	<p>(4) 業務委託会社のプロポーザル (市) あかね、みどり、まえはら全て応募があった。 8月23日に第1次審査：結果などは9月の会で報告する。 10月に第2次審査（日程は未定） なお、従来通り、ヒヤリングは公開、審査は非公開とする。</p> <p>(5) 次回開催日程：9月24日（火）</p>
--	--